

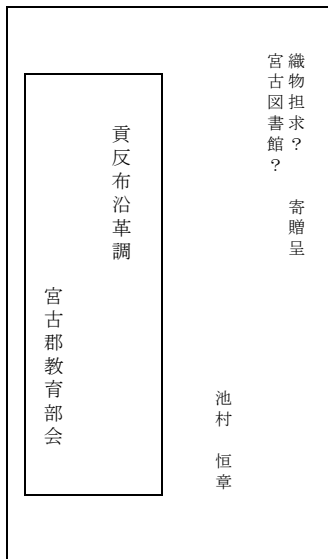
『貢反布沿革調』について

はじめに

『貢反布沿革調』については、『宮古島市総合博物館紀要』第二四号(二〇〇〇年三月)に書いた「近代宮古島旧慣期の人口・耕地・貢租・貢布」で活用したが、文字の解読や文意などかなり難解な文書で、読み込みが不十分であった。翻刻にあらためて取り組むなかで、貢布を考えるにあたってきわめて貴重な文書であることを再確認した。すべてに言及することはできないが、『貢反布沿革調』の成立の背景と貢布の坪数、石・銭換算をめぐる問題について若干の考察を加えてみたい。なお、解説中／記号は、引用文書中のスペースや改行を省いた場合に用いた。また、引用文の「」は、筆者の補記である。

一 『貢反布沿革調』の史料性格と成立の背景へ史料批判

『貢反布沿革調』の表題部は次のようになっている。



平良 勝保

表題は、楷書である。発行元の「宮古郡教育部会」は、教員の民間団体であるが戦時色が強まるにつれて半官・半民の戦時体制に協力的な団体へと変貌して行った。宮古郡教育部会の上部組織である沖縄県教育会には、教師すべてが加入していたのではなく、八十五%内外の教員が加入していた(藤沢健一編『沖縄の教師像』、二〇一四年、榕樹書林)。その後、宮古郡教育部会のメンバーが中心となって、一九四六年九月に宮古教職員会(実質的な労働組合)が結成され左翼化する。『貢反布沿革調』には「まえがき」や奥付がなく、いつ発行されたのか(あるいはいつ脱稿したのか)不明である。したがって、いつ発行されたかによって、発行の意図・目的も異なってくる。

寄贈者とみられる池村恒章は、一九四二年宮古郡教育(部)会の会長となっている(『平良市史』第八卷、一八〇頁)。『平良市史』第八卷によれば、「戦争で停止したままの宮古上布工業の再建に尽力、一九四八年宮古織物工業組合として再建されると組合長に就任、上布振興に務める」とある(同前)。表題部右端に記された文字の「織物担求?／宮古図書館?」は本文の文字癖とやや似ているが、「寄贈呈／池村恒章」は、丸みを帯びたくずし字で、本文の縦長のくずし字とは異なっている。本文を書写した人物は池村恒章とは別人であろう。しかし、池村恒章の経歴から見て、一九四二年から一九四八年までのあいだに同氏が関与して、ある人物に書写させた可

能性が高い。したがって本号で翻刻した『貢反布沿革調』は、頒布物ではなく書写稿本と考えられる。本文は近世の御家流草書とは若干の違いが見られるが、基本的なベースは御家流である。

本号で翻刻した『貢反沿革布調』は、難読のくずし字で記されている。このような癖のある文字をガリ刷りで印刷することは容易ではない。その筆跡からみて万年筆で書写されたと考えられる。表題の「貢反布沿革調」の文字は、直線状の文字で記されており、原著の表題文字をなぞった様に見える。もともとの原本はガリ刷りであった可能性もある。「宮古郡教育部会」は、戦前『独逸国商船遭難救助並全国皇帝建碑顛末書』を印刷物で刊行した実績もある。しかし多くは印刷しなかったと考えられ、ガリ刷りの本もある。『貢反布沿革調』は、表題部の様式から見て、当初はガリ刷りで印刷され、多くの人には頒布されなかった可能性が高い。

筆者の見通しでは、戦前池村恒章が宮古教育部会の会長時代に主導して『貢反布沿革調』をガリ刷りで刊行し頒布したものと推定している。そして戦後、これを元に重要な部分を書写したものが本号紹介の『貢反沿革布調』だと考えている。なお、『貢反布調』所収の文書は年号が記されている文書以外は、明治三〇年（一八九七）作成の文書だと考えられる。その理由については次項で検討する。

二 『貢反布調』の構成

『貢反布沿革調』は、二部構成となっている（筆者の区分）。第一部は、①貢布の歴史的沿革と総量、②賦課方法、③徴収手続、④検査方法、⑤納付の仕方からなる。宮古島庁（沖縄県）役人がまとめたものと考えられる。第二部は「付属諸表類」で、近代旧慣期役人から提供を受けた文書等である。①甲号／諸村位定之事、②乙号

／貢反布代穀錢調／布代穀錢算法、③丁号／貢反布代粟ニ対スル製造入費ノ割合、④丙号／十六年前後反布数量種類変更一覽表、⑤戊号「蔵元頭の答弁書」（頭三人の名が記されているが年号や支がない）・明治七年規模帳写・光緒元亥登御問合拍写、⑥「島庁役人の貢租・公費賦課方法調べ」（貢反布長幅定／貢反布織女手叶人員調表、貢布検査法、輸入高並代価調書を含む）からなる。

文書の成立年は記されていないが、最終頁の「輸入高並代価調書」は明治二四年から明治二九年までの統計となっており、明治二九年以降の文書であることが明らかである。明治三〇年三月二十九日に「沖縄県間切島吏員規定」が施行され、頭は廃職となった。「沖縄県間切島吏員規定」第二十三条には「宮古郡・八重山郡於イテハ間切長・書記ヲ置カス、間切長ノ職務ハ島司之ヲ行ヒ、書記ノ職務ハ島庁書記之ヲ行フ」（『沖縄県史』¹³ 沖縄県各省庁文書2）、六六七頁、一九六六、琉球政府）とあり、さらにその説明には「頭ニハ其ノ任ニ堪フル之シク、不得止島庁ニ於イテ殆ト之ニ代テ行政各般ノ指揮監督ヲ為シ、僅カニ其ノ職ヲ全フセシメタル実況ナリ」とある（同前、六七二頁）。ここに蔵元は消滅することになるが、村組織は残り、「村頭」が置かれた。また、第二十三条説明には「村頭並付属員ヲ以テ其ノ補助機関トシ、事務ヲ執行セシムルヲ以テ最適當ナリト認ム。而シテ、宮古郡・八重山郡ニ於テハ貢反布機織事業並貢租ニ関スル事項等ノ事務、本當ヨリ一層複雑ニシテ、到底書記ノミヲ以テ十分ニ処理シ得ラレサル実況」であるためであると記されている（同前、六七二頁）。

村頭は首里大屋子・与人が宛てられ、実質的に前近代の要素は残ったが、三十五人いた首里大屋子と与人は（『沖縄県史』第21巻資料編11／旧慣調査資料）、八六頁、一九六八、琉球政府、傍線は引

用者)、村頭を複数村を兼務する者も多くおり、二〇人に減少した(前掲、六二五頁)。

近代旧慣期の文書には納布は「貢布」と記されることが多いが、『沖縄県間切島吏員規定』第二十三条説明には「貢反布」と記されており、『貢反布沿革調』を一致している。すなわち、『貢反布沿革調』は「沖縄県間切島吏員規定」の施行に対応して島庁で作成されたと考えられるのである。なお、本解説では旧慣期の一般的な用語である「貢布」を用いる。

三、『貢反布沿革調』の内容―布と代石・代銭と布坪数

(1) 代石と代銭

「乙号／貢反布代穀銭調」は、貢布の代わりに穀物(粟)を納めたり、売買したりするときの公定価格が、粟石数、銭(銅銭)が記されている。粟は物品貨幣として他布との交換比率、銅銭は計数貨幣(おそらく寛永通宝Ⅱ枚数)との交換比率である。その内容を検討するため、「貢反布代穀銭調」を『沖縄県史13 沖縄県各省庁文書2』に収録されている「沖縄県税制概略」との比較、末尾の参考表の「貢反布長幅」を加えて表を作成した(表1)。

近世の貢納布とは、白上布を除けば疋がなく反の単位で、白布除く反布は升数や名称が若干違う。また、代石の数値が近世の貢納布や「沖縄県税制概略」の1・二倍となっている。さらに、「沖縄県税制概略」には「起粟」と記されており、近世文書に記された「代石」起高であること、代白上布と代銀がなくなっていることが分かる(表2)。

『貢反布沿革調』には、近世の規模帳や諸物代付帳に言及があるが、規模帳や諸物代付帳とは大分違う内容となっている。

表2は、『近世地方経済史料』第十卷(一九五八、吉川弘文館)

所収の「富川親方宮古島規模帳」(同治十三年、一八七六)より作成したが、同書には「宮古島諸物代付帳」も収録されている(七九〜九二頁)。諸物代付帳と規模帳には、布の名称種類に若干の違いがあるが、同じ種類の対価は同じである。規模帳には、代銀(匁)と代白上布も記されている。銀は匁単位となっていることから、秤量貨幣であり重さによって価値が決まる。しかし、銀は幕末に含有量が落ちてくる。いつ改鑄された銀か、によって貨幣価値が変わってくる。代白上布は、粟と同様に実物貨幣として扱われている。『貢反布沿革調』にも、「諸村諸御用布代取立帳」があり、「此ノ帳簿ハ、平民ノミ賦課スル紺細上布外、三種ヲ白上中下〔布〕ニ換算シタ高ヲ、一村毎ニ記載シタルモノナリ」とあり、村レベルでは代上布制度は機能していたことを示す。「乙号／貢反布代穀銭調」に銀高が記されていないのは、明治になって計数貨幣の円が誕生し、秤量貨幣使用が禁止されたからである(銀目停止令)。寛永通宝は「銭」の下位単位として大正初期まで流通したと言われる(寛永通宝も幾度か改鑄されているがここでは深くは立ち入らない)。明治三〇年頃までは多くの寛永通宝が流通していたことの証であろう。

(2) 布坪数と「布代穀銭算出法」について

布の「坪」とは、一寸四方とされる(大辞泉)。『貢反布沿革調』②乙号には、「布代穀銭算出法」が記されており、これに基づいて「坪」を検討してみたい。「布代穀銭算出法」の全文は、以下の通りである。

a 一、何十栞布成ルモノ、諸物代附帳ノ通、二十栞紺地布代ヲ其ノ布ノ位ニ割り、又其ノ布ノ坪ニ割り、又ノゾミノ布ノ位ヲ掛、

表1 貢反布代穀銭調

貢布の名称	単位	粟(単位:石)		布調と税制概略との比較 倍率	白上布を1とした石倍率(布調)	白上布を1とした石倍率(税制概略)	代 銭 (単位:貫)	白上布を1とした代銭倍率(布調)	サイズ(単位:尺)		坪数(長さ×幅×100)
		布調	税制概略						長さ	幅	
白上布	疋	0.84000	0.70000	1.20	1.00	1.00	66.000	1.00	55.00	1.70	9350.0
白中布	反	0.35374	0.29478	1.20	0.42	0.42	32.800	0.50	37.50	1.40	5250.0
白下布	反	0.24000	0.20000	1.20	0.29	0.29	22.800	0.35	35.00	1.30	4550.0
20拵紺細上布	反	1.72833	1.44824	1.19	2.06	2.07	135.760	2.06	35.00	1.35	4725.0
18拵紺細上布	反	1.49787	1.24824	1.20	1.78	1.78	117.160	1.78	35.00	1.30	4550.0
17拵紺細上布	反	1.41466	1.17887	1.20	1.68	1.68	91.530	1.39	35.00	1.30	4550.0
17拵白細上布	反	1.16501	0.97840	1.19	1.39	1.40	158.400	2.40	36.00	1.60	5760.0
白縮布(19拵)	反	2.01600	1.68000	1.20	2.40	2.40	22.800	0.35	35.00	1.30	4550.0
白木綿布	反	0.24000	0.20000	1.20							

※『貢反布沿革調』『沖縄県税制概略』(『沖縄県史』第13巻)より作成

*太線で囲んだ範囲は、筆者が算出した数値。

*網掛部分は、近世の規模帳等では確認できない貢布。

*「坪数」は、1寸四方で計算した。

表2 規模帳に見る布名称・サイズ・代粟・代銭・代銀

貢布名称	長さ	幅	寸坪(面積)	代 粟(単位:石)	白上布基準対価倍率	代 銭(単位:貫)	白上布 対 価倍率	代 銭(単位:匁)	白上布 対 価倍率
1 縮布(19升)1反	7尋1尺	1尺7寸	6,120	1.68000	2.400	158.400	2.400	39.6	2.400
2 17升細上布1疋	11尋	1尺7寸	9,350	2.10000	3.000	198.000	3.000	49.5	3.000
3 20升赤苧布1反	8尋	1尺5寸	6,000	1.72200	2.460	162.400	2.461	40.6	2.461
4 白上布1疋(10升)	11尋	1尺7寸	9,350	0.70000		66.000		16.5	
5 白中布1反(7.5升)	7尋半	1尺4寸	5,250	0.29478	0.421	32.800	0.497	8.2	0.497
6 白下布(5升)	7尋	1尺3寸	4,550	0.20000	0.286	20.800	0.315	5.7	0.345
7 19升紺島(縞)縮布1反	7尋	1尺6寸	5,600	2.04000	2.914	192.400	2.915	48.1	2.915
8 19升赤島(縞)縮布1反	7尋	1尺6寸	5,600	1.92000	2.743	181.200	2.745	45.3	2.745
9 17升細島上布1疋	11尋	1尺7寸	9,350	2.55000	3.643	240.400	3.642	60.1	3.642
10 17升赤島細布1疋	11尋	1尺7寸	9,350	2.40000	3.429	226.400	3.430	56.6	3.430
11 20升紺地島布1反	8尋	1尺5寸	6,000	1.82890	2.613	172.400	2.612	43.1	2.612
12 20升赤苧地紺島布1反	8尋	1尺5寸	6,000	2.09100	2.987	197.200	2.988	49.3	2.988
13 20升赤島布1反	8尋	1尺5寸	6,000	1.72131	2.459	162.400	2.461	40.6	2.461
14 20升白布1反	8尋	1尺5寸	6,000	1.50615	2.152	142.000	2.152	35.5	2.152
15 20升平貫布1反	8尋	1尺3寸	5,200	1.64564	2.351	155.200	2.352	38.8	2.352
16 紺地島上布1疋(10升)	11尋	1尺7寸	9,350	0.85000	1.214	80.000	1.212	20.0	1.212
17 赤島上布1疋	11尋	1尺7寸	9,350	0.80000	1.143	75.600	1.145	18.9	1.145
18 紺地島中布1反(7升5合)	7.5尋	1尺4寸	5,250	0.35795	0.511	39.600	0.600	9.9	0.600
19 紺染下布1反	7尋	1尺3寸	4,550	0.40351	0.576	46.000	0.697	11.5	0.697
20 紺染中布1反	8尋	1尺6寸	6,400	0.43636	0.623	66.800	1.012	16.7	1.012
21 赤島中布1反(7.5升)	7.5尋	1尺4寸	5,250	0.33689	0.481	37.600	0.570	9.4	0.570
22 紺地島下布1反(5升)	7尋	1尺3寸	4,550	0.24286	0.347	27.600	0.418	6.9	0.418

※「富川親方宮古島規模帳」より作成

又坪ニ掛候へハ、代穀出ル。

b一、白上布銭銀ハ、該二十枡布代穀ニ割り、各一例ヲ取り望ノ布代穀ニ掛ケ候へバハ、先諸物代附帳表二十枡紺地〔細上〕布一反、長八尋幅一尺五寸坪ニシテ六千坪代。

一、粟二石一斗九升四合六勺八才

但、二十枡ニ割り一枡ニ成ル。是ヲ六千坪ニ割り、一坪ニ付、

一才八分二厘八毛九〔糸〕

右ノ代

一、白上布二疋六尋三尺六寸九分九厘三毛

但、該粟二石一斗九升四合六勺八才ニ割り、一升ニ付六寸五分

四厘七毛六〔糸〕

右全

一、銭百七十二貫四百文 但、右穀ニ割り、一升ニ付、七百八十五文五分一厘

右全

一、銀四十三匁一分

但、右全一升ニ付、一分九厘六毛三〔糸〕

八〔忽〕

aは、意味が分かりにくいいため、bを検討する。坪数について二十升枡紺地布一反の長さは尺に換算する八尋に五を掛けて尺を算出すると四十尺となる。寸にするには一〇を掛け倍四〇〇寸となる。幅は十五寸である。四〇〇×十五＝六〇〇〇、と坪数が出る。表2

の坪数は、この計算式に基づく。

しかしながら、「八重山島貢布割付法及ヒ徴収ノ手續」によれば、二〇升紺縞細上布（長さ四〇〇寸、幅十三寸）は一〇四〇〇坪となっている（『沖縄県史』第二十一巻、四二一～四二六頁）。この計

算式は、 $400 \times 13 \times 2 = 10400$ となる。二は升数を一〇分の一とした。一〇分一にした理由は、長さも幅も一〇倍にしたため、結果的に一〇〇倍となるため、升数を一〇分の一とした。このように計算すると、一〇四〇〇坪と、「八重山島貢布割付法及ヒ徴収ノ手續」の数値と一致する。八重山島の坪計算方法によれば、二十升枡紺地布一反は、九四五〇坪となる。

一坪につき一才八分二厘八毛九〔糸〕は、 $2.19468 \div 20 = 0.109734$ 、 $0.109734 \div 6000 = 0.000018289$ となる。二石一斗九升四合六勺八才は、この石数がこゝでなぜ出てくるのか不明であるが、近世の二十升紺地島〔縞〕布一反の代石一・八二八九を一・二倍（先石に換算）すると二・一九四六八石となる。しかし、『貢反布沿革調』では、二〇升細上布一反の代粟は、先石で一・七二八三三石である（表1参照）。起高では、一・四四八二四石である（表2参照）。

白上布二疋六尋三尺六寸九分九厘三毛は、近世の二十升紺地島布一反の代白上布と同じである（同前）。代銭も、近世の貫高と同じで、『貢反布沿革調』の貫高とは違う。「乙号／貢反布代穀銭調」には代銀は記されていないが、「布代穀銭算出法」には「銀四十三匁一分」と記されており、これは近世と同じ高である。

坪数の計算式は、今少し検討の余地があるが、いずれにしても、「布代穀銭算出法」は、近世の手法を説明している。

(3) その他

ほかの注目すべき部分を紹介したい。第一部④の「丙号／十六年年前後反布数量種類変更一覽表」によれば、置県後明治十五年までの四年間は白上中下布のみが貢納されていたが、明治十六年から二十升細上布等の細密布貢納が復活し、さらに十七年には細密布の種

類が一つ増え、また単純な白上布の数量が減り、細密布の数量が増やされている。同様なことは、八重山島でも確認できる（拙稿「近代八重山旧慣期における貢布の賦課と徴収―八重山島貢布割付法及ヒ徴収ノ手續―を中心に―」、『沖繩文化』―沖繩文化協会七〇周年記念誌、二〇二〇）。第二部⑥「島庁役人の貢租・公費賦課方
法調べ」には、「貢反布織女手叶人員調査」が付けられており、細密布の織りに従事する織女は、宮古全体で八八二人であること、手叶をと称されている織女の助手は九九六であることが分かる（「貢反布織女手叶人員調査」には手叶は四九八人されているが手叶は〇・五人で計算されているため実際には九九六人いたことになる）。

明治二十六年（一八九三）の正男女人口は、一万六千人余であるが（『沖繩県旧慣租税制度』）、実際の機織りは正女のみが担っていた。士族正女は三三三三人、平民正女は五四五六人であり、士族正女は白布のみしか負担しなかったことから、平民正女の約一八%のみが細密布の織りに従事していた（前掲拙稿「近代宮古島旧慣期の人口・耕地・貢租・貢布」）。

おわりに

布坪については十分に解明したとはいえないが、今後の研究に期待したい。布坪を考察のための周辺史料を紹介して解説を終えたい。

『平良市史』第八巻に収録されている「宮古算法」のなかに「御用布代出様ノ事」「上布ヨリ代下布出様ノ事」「御用布立長幅出様并あや取仕様」「開平ノ図」という項目がある。また、『沖繩県史 第21巻資料編11／旧慣調査資料』に「八重山島貢布割付法及ヒ徴収ノ手續」が収録されており、坪数に関する記述がある。

付記

ふりがなは、筆者の読みである。筆者は「細上布」について、これまで「こまじようふ」と呼称してきた。その根拠として民謡「豆が花」のなかに「二〇升」の対語として、「細物」と表現されていることを重視した。しかし国語辞典等よると「小間物／細物」（こまもの）と記述があるが、基本的には身の回りの物、雑貨というイメージで記されている。一方で「細物」という用語もあり、「ほそもの」という読み方で、細かい繊維で織られた布という意味もあるとされる。また、幕末の学者佐藤信淵『経済要録』（岩波文庫）にも「夏布は薩州の上布より良なるは無し。抑々此物は、世上に薩摩上布と称すと雖も、薩州の産に非ず。其実は琉球国の織物にして、極上細布は佐伎島より出づ」と記されている。そこで、「ほそじようふ」が適当ではないかと考えるようになった。本文も翻刻したが、与えられた紙幅を超えたので次号で紹介することにした。